

告 示

埼玉県告示第千八百八十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成二十八年九月六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 処分をした年月日

平成二十八年九月二日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名並びに許可番号

イ 商号

有限会社堀川工務店

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県上尾市平方五百六番地一

ハ 代表者の氏名

堀川 敏男

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―二十七）第四六七〇八号

三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

ロ 停止を命ずる期間

平成二十八年九月十六日から九月三十日までの十五日間

四 処分の原因となった事実

有限会社堀川工務店は、埼玉県さいたま市内の民間工事を下請するに当たり、偽造した建設業許可通知書（写し）を元請業者に提出し、当該工事を請け負った。

このことは、建設業法第二十八条第一項第二号に該当する。